

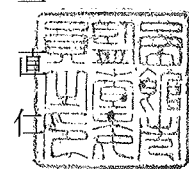


函館市監査公表第27号

函館市長から「平成27年度包括外部監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知」があったので、当該通知（写）を地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、別紙のとおり公表する。

平成28年8月19日

函館市監査委員 山 田 潤  
函館市監査委員 植 松  
函館市監査委員 吉 田 崇  
函館市監査委員 阿 部 善

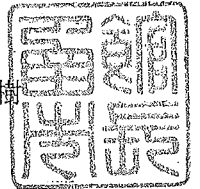




函 教 管  
平成 2 8 年 8 月 1 0 日

函館市監査委員 様

函館市長 工 藤 壽 樹



平成 2 7 年度包括外部監査の結果に基づく措置の通知について

平成 2 8 年 3 月 3 0 日に報告を受けた包括外部監査の結果に基づき、または当該監査の結果を参考として講じた措置について、地方自治法第 2 5 2 条の 3 8 第 6 項の規定により、別紙のとおり通知いたします。

平成27年度包括外部監査の結果に基づく措置  
 (特定の事件名 出資団体等に対する財務事務の執行及び管理の状況について)

1 指摘事項

監査対象 部局等	指摘事項の概要	報告書 ページ	措置の内容
教育委員会生涯学習部 生涯学習文化課	<p><b>(ア) 選定結果通知書における特例措置選定理由の記載</b></p> <p>「選定結果通知書」に選定理由が記載されていない。選定時の詳細な事情が分からなくなる可能性があるため、今後特例措置により選定する場合は「選定結果通知書」に選定理由を記載していただきたい。</p>	61	<p>今後特例措置により選定する場合、「選定結果通知書」に選定理由を記載いたします。</p>
	<p><b>(イ) 特例措置により選定する理由</b></p> <p>函館市社会教育施設等10施設については、当市の文化芸術・スポーツ活動の主要拠点であり、その管理運営は、団体の特性を根拠に「公益財団法人函館市文化・スポーツ振興財団」に継続して担わせてきたところであるが、当該10施設に係る今後の指定管理者選定については、原則のとおり公募としていただきたい。</p>	61	<p>当該施設の多くは本市の文化・スポーツ振興の拠点施設や付帯施設などであり、本市の文化・スポーツ活動の中核的団体である現受託者が、これまで培ってきた運営ノウハウや各種団体とのネットワーク等を活かし、施設管理と振興事業を一体的に行うことが設置目的の達成に最も効果的であると判断し、現在10施設一括で現受託者に管理を委託しております。(特例措置)</p> <p>しかしながら、指定管理者制度導入から10年以上経過し、この間、多くの民間団体等が公共施設の管理を担い、市民サービスの向上が図られていることから、施設の性格や状況等を踏まえながら、選定施設の単位を含め、これまでも段階的に公募化を進めているところであり、当該10施設についても、これまでと同様に公募化について検討を進めているところでもあります。</p>
	<p><b>(ウ) 選定施設の単位</b></p> <p>当該10施設を段階的に公募化する際には、特例の条件(施設の効率的な管理や効果的な活用により、市民サービスの向上が図られる)を満たす施設以外は、原則、一施設ごとに候補者を選定していただきたい。</p>	63	